

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	藤原 正司 (民主)	田村 耕太郎 (自民)	郡司 彰 (民主)
理事	秋元 司 (自民)	竹山 裕 (自民)	高橋 千秋 (民主)
理事	鴻池 祥肇 (自民)	西銘 順志郎 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	朝日 俊弘 (民主)	林 芳正 (自民)	風間 昶 (公明)
理事	工藤 堅太郎 (民主)	山谷 えり子 (自民)	白浜 一良 (公明)
	佐藤 泰三 (自民)	神本 美恵子 (民主)	亀井 郁夫 (国民)
	鈴木 政二 (自民)	木俣 佳丈 (民主)	(19. 3. 13 現在)

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議2件）及び衆議院提出1件の合計10件であり、このうち内閣提出8件及び衆議院提出1件の合計9件を可決し、内閣提出の**国家公務員法等の一部を改正する法律案**については、委員会審査中に本会議における中間報告の後、本会議において直ちに可決された。なお、前国会から継続審査となっていた本院議員提出4件のうち2件は撤回された。

また、本委員会付託の請願9種類146件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、委員会において一括して議題とされ、地域再生計画の認定状況と現状評価、地域再生協議会設置の趣旨、再チャレンジ支援寄附金税制の対象の明確化、規制の特例措置の増加に向けた担当大臣の権限強化、株式会社立大学における事業実施の問題点、3歳未満児の幼稚園受入れにおける基準作成の必要性等について質疑が行われ、地域再生法の一部を改正する法律案は、多数をもって、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。なお、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案は、委員会において、金融情報機関（FIU）を国家公安委員会に移管する理由とその効果、「疑わしい取引」の判断基準の明確化、弁護士等のいわゆる士業について「疑わしい取引」の届出が義務付けられなかった理由、国家公安委員会が保有する「疑わしい取引」に係る個人情報の管理の徹底、都道府県警察の特定事業者に対する立入検査等の権限の濫用防止等について質疑が行われ、2名の参考人から意見を聴取し、本法律案は、全会一致をもって可決され

た。なお、附帯決議が付された。

株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、委員会において一括して議題とされ、国民生活金融公庫・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫・国際協力銀行を新公庫に統合する意義と効果、新公庫に承継される業務の範囲と利用者の利便性の確保、国際協力銀行を分割・再編することの妥当性、政府及び新公庫による金融秩序の混乱等への危機対応、新公庫における資金調達の方法、新公庫の貸付残高に係る目標設定の要否等について質疑が行われた。また、4名の参考人から意見を聴取したほか、財政金融委員会と連合審査会を行った。質疑を終局した後、採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、委員会において、刑法及び道路交通法の改正に伴う飲酒運転等の抑止効果、運転者に酒類を提供した者に対する罰則適用の要件、高齢者及び聴覚障害者に対して標識の表示を義務化し、罰則規定を設けた理由とその妥当性、高齢者に対する認知機能検査の在り方、自転車利用者のルールの徹底と今後の対策の方向性、後部座席における座席ベルトの装着率向上策等について質疑が行われ、4名の参考人から意見を聴取し、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、登記の乙号事務を民間委託することによるサービスの質の維持・向上、ハローワークを市場化テストの対象とすることに伴う問題点、政府が供給しているサービスの総事業量と官が行うべき業務の基準等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。

総合研究開発機構法を廃止する法律案は、委員会において、総合研究開発機構を財団法人に組織変更する理由、機構の研究実績についての評価、組織変更後の機構の役割と国との関係、機構の財政基盤の現状と今後の見通し等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。

国家公務員に係る制度の改革を進めるため、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、退職管理の適正化を図るほか、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等の必要がある。このため、政府は、国家公務員法等の一部を改正する法律案を提出した。委員会においては、公務員制度改革の基本法制に先行して法案を提出する理由、中央人事行政機関の在り方、法案による天下り規制の実効性、ハローワークとは別に官民人材交流センターを設置する必要性、再就職に係る事前規制を廃止する理由、能力・実績主義及び人事評価の在り方、国家公務員のキャリア制度の見直し、公務員に対する労働基本権付与の是非等について質疑が行われ、4名の参考人から意見を聴取し、審査が行われていた。6月30日の本会議において、本法律案について中間報告を求める動議が可決され、中間報告が行われた後、本会議において直ち

に審議することの動議が可決され、本法律案は、多数をもって可決された。

地理空間情報活用推進基本法案は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月13日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成19年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について塩崎内閣官房長官から、警察行政の基本方針及び平成19年度警察庁関係予算について溝手国家公安委員会委員長から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、地方分権改革の基本方針について菅国務大臣から、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全の基本方針について高市国務大臣から、経済財政政策の基本方針について大田国務大臣から、規制改革、国・地方行政改革、公務員制度改革、地域活性化、道州制の基本方針について渡辺国務大臣から、再チャレンジの基本方針について山本国務大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月15日、酒類小売業の規制緩和に伴う公正取引の確保、再チャレンジ支援の在り方、地域経済の現状及び地域間格差等に関する大田国務大臣の認識、政府の地域活性化策の妥当性、臓器移植の推進に向けて政府が講ずべき施策、教育再生会議において教育現場の実態に見合った議論を行う必要性、障害者権利条約の早期署名及び国内法整備に向けた取組、自殺対策大綱の策定スケジュール及び包括的な自殺対策の推進、平成20年サミット開催地の決定の手順とテロ対策の在り方、道州制特区推進法の施行及び道州制ビジョンの策定に向けた取組状況、公務員が定年まで勤続できる体制の整備等の諸問題について質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度内閣予算等の審査を行い、空き交番解消計画の実施状況、「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」最終報告に対する国家公安委員会委員長の所見、最高裁の不適正契約等を踏まえた会計検査院の検査体制強化の必要性、業務の特性にかんがみた宮内庁における人員確保の必要性、北朝鮮拉致問題における日本の立場の理解促進に向けた米国への働きかけ、国家公務員に対する新たな再就職規制についての検討状況、宇宙産業育成に向けた取組と宇宙開発政策における司令塔機能の確立、自然災害等に係る事業継続計画（BCP）の国際規格策定に際しての我が国の対応等の諸問題について質疑を行った。

7月5日、障害を理由とする差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年3月13日(火)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成19年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について塩崎内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政の基本方針に関する件及び平成19年度警察庁関係予算に関する件について溝手国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。
- 地方分権改革の基本方針に関する件について菅内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全の基本方針に関する件について高市内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策の基本方針に関する件について大田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 規制改革、国・地方行政改革、公務員制度改革、地域活性化、道州制の基本方針に関する件について渡辺国務大臣から所信を聴いた。
- 再チャレンジの基本方針に関する件について山本国務大臣から所信を聴いた。

○平成19年3月15日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政の基本方針に関する件、地方分権改革の基本方針に関する件、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全の基本方針に関する件、再チャレンジの基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件、規制改革、国・地方行政改革、公務員制度改革、地域活性化、道州制の基本方針に関する件について渡辺国務大臣、大田内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、溝手国家公安委員会委員長、高市内閣府特命担当大臣、大村内閣府副大臣、椎名財務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官、小淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君(自民)、工藤堅太郎君(民主)、木俣佳丈君(民主)、朝日俊弘君(民主)、風間昶君(公明)、亀井郁夫君(国民)

○平成19年3月20日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十九年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十九年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十九年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国会所管)について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、濱坂裁判官弾劾裁判所事務局長及び白井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

(会計検査院所管) について大塚会計検査院長から説明を聴いた後、(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(人事院を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費を除く)、国際平和協力本部、日本学術会議、宮内庁、警察庁)) について溝手国務大臣、渡辺国務大臣、塩崎内閣官房長官、菅内閣府特命担当大臣、高市内閣府特命担当大臣、北川環境大臣政務官、小淵文部科学大臣政務官、大塚会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君(自民)、工藤堅太郎君(民主)、木俣佳丈君(民主)、松井孝治君(民主)、白浜一良君(公明)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月27日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

以上両案について渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣、河合総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官、岡下内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕秋元司君(自民)、黒岩宇洋君(民主)、神本美恵子君(民主)、木俣佳丈君(民主)、風間昶君(公明)、亀井郁夫君(国民)

(閣法第6号)賛成会派 自民、公明、国民

反対会派 民主

(閣法第7号)賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 なし

なお、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について溝手国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年3月28日(水)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について溝手国家公安委員会委員長、鈴木内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君(自民)、朝日俊弘君(民主)

○平成19年3月29日（木）（第6回）

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について参考人全国銀行協会副会長・専務理事斉藤哲君及び日本弁護士連合会副会長松坂英明君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について溝手国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

（閣法第29号）賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について溝手国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年4月10日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について溝手国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年4月12日（木）（第8回）

- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について参考人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授田中利幸君、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会共同代表高石洋子君、財団法人土地総合研究所理事古倉宗治君及び財団法人全日本聾啞連盟理事長安藤豊喜君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年4月17日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について溝手国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、亀井郁夫君（国民）

（閣法第57号）賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 総合研究開発機構法を廃止する法律案（閣法第61号）について大田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月24日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 総合研究開発機構法を廃止する法律案（閣法第61号）について大田内閣府特命担当大臣、大村内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官及び参考人総合研究開発機構理事長伊藤元重君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

（閣法第61号）賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 なし

○平成19年5月8日（火）（第11回）

- 株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年5月10日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、国井農林水産副大臣、椎名財務大臣政務官、高木経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行企画局長雨宮正佳君、国民生活金融公庫総裁薄井信明君、農林漁業金融公庫理事坂野雅敏君及び中小企業金融公庫理事石川雅郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、櫻井充君（民主）、木俣佳丈君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

- 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（第164回国会参第2号）
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（第164回国会参第13号）

以上両案の撤回を許可した。

○平成19年5月15日（火）（第13回）

- 株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について財政金融委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について参考人中央大学商学部教授根本忠宣君、全国商工会連合会会長清家孝君、毎日新聞論説委員北村龍行君及び慶應義塾大学経済学部教授木村福成君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、尾立源幸君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年5月17日（木）

内閣委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

○株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について尾身財務大臣、渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、政府参考人及び参考人沖縄振興開発金融公庫副理事長金井照久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、亀井郁夫君（国民）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成19年5月17日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、大野総務副大臣、田中財務副大臣、大前防衛大臣政務官、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、小川敏夫君（民主）、藤末健三君（民主）

（閣法第46号）賛成会派 自民、公明、国民

反対会派 民主

(閣法第47号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、国民

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成19年5月22日(火)(第15回)

- 地理空間情報活用推進基本法案(衆第31号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長河本三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第31号) 賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 なし

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について大田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月24日(木)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)について大田内閣府特命担当大臣、大村内閣府副大臣、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 木俣佳丈君(民主)、朝日俊弘君(民主)、亀井郁夫君(国民)

(閣法第58号) 賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 なし

○平成19年6月12日(火)(第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、塩崎内閣官房長官、林内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 秋元司君(自民)、小池正勝君(自民)、松井孝治君(民主)、朝日俊弘君(民主)、風間昶君(公明)、亀井郁夫君(国民)

○平成19年6月14日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)について渡辺国務大臣、塩崎内閣官房長官、林内閣府副大臣、大野総務副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 秋元司君(自民)、小池正勝君(自民)、木俣佳丈君(民主)、加藤敏幸君(民主)、風間昶君(公明)、亀井郁夫君(国民)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年6月18日(月)(第19回)

- 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)について参考

人富士電機ホールディングス株式会社相談役・日本経済団体連合会労使関係委員長加藤丈夫君、千葉大学法経学部長新藤宗幸君、兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科准教授中野雅至君及び財団法人総評会館理事長・行政改革推進本部専門調査会委員丸山建藏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年6月19日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）について渡辺国務大臣、鈴木内閣官房副長官、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、小池正勝君（自民）、風間昶君（公明）

○平成19年6月27日（水）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）について渡辺国務大臣、塩崎内閣官房長官、林内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、風間昶君（公明）、小川敏夫君（民主）、高嶋良充君（民主）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年6月28日（木）（第22回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）について塩崎内閣官房長官、渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、谷人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕主濱了君（民主）、内藤正光君（民主）、尾立源幸君（民主）、直嶋正行君（民主）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年7月5日（木）（第23回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 障害を理由とする差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議を行った。
- 請願第137号外145件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が地域再生協議会を設置することができるようにするとともに、特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附に係る課税の特例措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域再生計画に記載することができる、目標達成のために行う事業に関する事項として、次の事項を追加する。

- 1 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって、会社により行われるものに関する事項
- 2 地域において高年齢者、障害者、安定した職業に就くことが困難な状況にある青年、妊娠、出産若しくは育児を理由として休業若しくは退職をした女性その他のその有する能力を社会において有効に発揮することが困難な状況にある者に係る募集方法の改善、職域の拡大、雇用形態の改善等を行う事業主、又は地域においてこれらの者に対して職業能力の開発及び向上若しくは助言その他の援助を行う特定非営利活動法人等に対して助成を行う事業のうち、雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって、公益法人により行われるものに関する事項

二、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画（内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画をいう。）及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとし、その構成員等に関する規定を設ける。

三、次に掲げる認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加する。

1 特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例

認定地域再生計画に記載されている一の1の事業を行う会社であって、地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が指定するもの（以下「特定地域雇用会社」という。）に対し、法人が当該指定に係る事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする金銭による寄附をした場合において、当該寄附について認定地方公共団体による確認がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例の適用があるものとし、特定地域雇用会社の指定に関する手続、監督その他所要の規定を整備する。

2 特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例

認定地域再生計画に記載されている一の2の事業を行うことを主たる目的とする公益法人であって、地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するもの(以下「特定地域雇用等促進法人」という。)に対し、個人又は法人が金銭による寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとし、特定地域雇用等促進法人の指定に関する手続及び監督に係る所要の規定を整備する。

四、この法律は、平成19年4月1日から施行する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長する等の措置を講ずるほか、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案の募集

新たな規制の特例措置の整備等に係る提案募集について明文化するとともに、内閣総理大臣は、平成24年3月31日までの間、定期的に提案募集を行うものとする。

二、構造改革特別区域計画の認定申請期限の延長

平成19年3月31日までとされている構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を、平成24年3月31日まで延長する。

三、特定事業の実施に係る関係行政機関の長等の配慮

関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定事業(地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち規制の特例措置の適用を受けるものをいう。)の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

四、法律の特例に関する措置

1 地方自治法に基づき、条例による事務処理の特例として都道府県知事が行う事務を市町村が処理することとした場合、当該事務に係る国との協議等については、当該市町村が都道府県を経由せず行うことを認める。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している学校施設の管理及び整備に関する事務について、公の施設との一体的な利用等を図るため必要であると認める場合は、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することを認める。

3 3歳未満児に係る幼稚園入園事業に係る学校教育法の特例を削除する。

4 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業に係る老人福祉法の特例を削除する。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、三は公布の日から起算して1月を経過した日、一は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、四の1及び2は平成19年10月1日、四の3は平成20年4月1日から、それぞれ施行する。

2 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、抜本的な規制改革及び地方分権の推進の観点から次の諸点に留意し、適切な措置を講ずべきである。

一、今後とも、本法に基づき講じられた規制の特例措置につき、評価委員会の評価を経て全国的に展開すべきとの結論に達した場合には、速やかに所要の措置を実施し、規制の特例措置が特定地域の既得権益とならないよう十分な配慮を行うこと。

二、近時、提案に基づき構造改革特別区域において講じられる規制の特例措置あるいは全国において実施される規制改革事項が減少する一方、民間事業者等からの規制の特例措置の提案数の割合が高まっている状況を踏まえ、特に民間事業者等からの提案がより規制改革に反映されるよう、構造改革特別区域推進本部等においては、規制所管省庁との調整を一層強力に行い、規制改革が進展するよう努めること。

三、規制の特例措置に基づく事業実施の件数が一定以上確保されない場合、当該特例措置についての評価が困難であることにかんがみ、特例措置を定めるに当たっては、相当数の参入が見込まれるような条件整備を行うこと。

四、「3歳未満児に係る幼稚園入園事業」の全国展開に当たっては、評価において、2歳児については満3歳児以上と同様の教育はなじまないとの結論が得られたことにかんがみ、一人一人の発達段階に応じた受入れが適切に行われるよう十分に配慮するとともに、当該全国展開が保育所等における子育て支援機能と重複する面が存在することから、保育所・認定こども園との関係で保護者や現場に混乱を生じさせないよう適切な措置を講じること。

五、規制の特例措置の相当数が国と地方公共団体との関係調整に係るものであることを踏まえ、今後とも、一層の地方分権の推進を図ること。

右決議する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転の状況及びその防止対策に関する国際的動向にかんがみ、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「犯罪による収益」とは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に規定する犯罪収益等、又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に規定する薬物犯罪収益等をいう。
- 2 「特定事業者」とは、金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等をいう。

二、国家公安委員会の責務等

国家公安委員会は、特定事業者による措置が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努める。また、国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた犯罪による収益に関する情報等が、刑事事件の捜査及び犯則事件の調査並びに犯罪による収益の移転防止に関する国際的な情報交換その他の協力に有効に活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとする。

三、特定事業者による措置等

- 1 特定事業者（弁護士及び弁護士法人を除く。以下同じ。）は、一定の取引について顧客等の本人特定事項（自然人は氏名、住居及び生年月日、法人は名称、所在地）の確認（以下「本人確認」という。）を行うとともに、本人特定事項、本人確認のためにとった措置等に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成し、これを7年間保存しなければならない。
- 2 特定事業者は、一定の取引を行った場合、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容等に関する記録等（以下「取引記録等」という。）を作成し、これを7年間保存しなければならない。
- 3 特定事業者（司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士等を除く。）は、一定の業務において收受した財産が犯罪による収益である疑い等がある場合には、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならないこととし、行政庁等は、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。
- 4 業として為替取引を行う特定事業者は、外国為替取引を行うときは、顧客の本人特定事項等を通知して行わなければならない。

- 5 弁護士及び弁護士法人による本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

四、疑わしい取引に関する情報の提供

- 1 国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する事項及び外国において疑わしい取引に関する事項等を扱う機関（以下「外国機関」という。）から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が、検察官等による犯罪収益に関わる罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。
- 2 国家公安委員会は、外国機関に対し、その職務の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

五、その他

特定事業者に対する監督、罰則その他所要の規定を整備する。

六、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き平成19年4月1日から施行する。特定事業者による措置等に係る規定については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 犯罪による収益の移転防止のための制度については、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、犯罪による収益の移転防止及びテロ資金対策においては、国際的な連携を十分に図ること。また、金融活動作業部会（FATF）等におけるルール作りにおいては、我が国の国情を踏まえつつ、主体的な役割を果たすことができるよう体制を整えること。
- 二、本法による措置の実施に当たっては、国民及び特定事業者に過度な負担を負わせ、その結果、健全な経済活動を萎縮させることがないように十分配慮すること。
- 三、本法により新たに疑わしい取引の届出を行うこととなる特定事業者に対し、疑わしい取引の判断要件をできる限り明確に示すこと。
- 四、本法において疑わしい取引の届出が義務付けられていない、いわゆる土業等特定事業者が、疑わしい取引と認識して自ら届出を行った場合については、免責を受けることを可能とする等、守秘義務との両立を図ることができるような措置を検討すること。
- 五、疑わしい取引の届出に係る情報の取扱いについては、特定事業者から届出を受ける行政庁はもとより、当該情報その他の犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を行う国家公安委員会において、外部への漏洩等が発生しないよう、情報管理の徹底等に十分留意すること。
- 六、国家公安委員会が金融情報機関（FIU）としての機能を十分発揮できるよう、金融

庁のノウハウを活用するほか、情報の集約、整理及び分析に当たる人材の育成等体制整備を図ること。

七、国家公安委員会による行政庁への意見陳述及び都道府県警察による特定事業者への立入検査等については、本来の目的を超え、濫用されないようにすること。また、一般国民への不当な権利侵害がないよう留意すること。

八、本法の施行状況等を勘案して行われる犯罪による収益の移転防止のための制度の検討に当たっては、士業等特定事業者が有する自治の原則又は守秘義務の遵守、並びにこれらの事業者が疑わしい取引の届出の対象とされていない趣旨等に十分配慮すること。

右決議する。

株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融の補完を旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する金融機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進及び産業の国際競争力の維持・向上を図るための金融機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に実施されることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

二、業務

1 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

イ 独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの、教育を受ける者等、生活衛生関係業者等、農林漁業者、食品及び飼料の製造、加工及び流通の事業を営む者等、中小企業者及び信用保証協会に対して資金を貸し付ける業務

ロ 国民一般、農林漁業者及び中小企業者に対する貸付債権等の証券化を支援する業務

ハ 中小企業信用保険法の規定による保険

ニ 国際協力銀行業務

ホ 公庫の行う業務の利用者に対する当該業務に関連する情報の提供

ヘ イからホに掲げる業務に附帯する業務

- 2 公庫は、その目的を達成するため、指定金融機関が危機による被害に対処するために必要な資金の貸付け等を公庫からの信用の供与を受けて行うこと（以下「危機対応業務」という。）の必要性等を主務大臣が認定する場合に、指定金融機関に対し、当該危機対応業務に必要な資金の貸付け又は債務の弁済がなされないこととなった額の一部補てんの業務を行うこと及びこれらの信用の供与を得て行う貸付け等について利子補給金の支給の業務を行うことができる（以下「危機対応円滑化業務」という。）。
- 3 公庫は、危機対応円滑化業務を実施するための方針を定め、公表しなければならない。また、公庫は、指定金融機関と協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

三、組織・会計経理等

- 1 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。
- 2 公庫は、国際協力銀行業務を行う専任の部門において国際協力銀行という名称を用いることができる。
- 3 公庫の役員等の選任及び解任手続、役職員等の秘密保持義務等について所要の規定を設ける。
- 4 予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施等について所要の規定を設ける。
- 5 公庫は、所定の業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 6 公庫は、毎事業年度の剰余金の額が零を上回るときは、政令の定めにより計算した額を準備金として積み立て、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならない。その剰余金の額が零を下回るときは、準備金を剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
- 7 政府は、公庫に対する資金の貸付け及びその発行する債券についての保証の付与ができる。
- 8 公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡及び公庫の解散等については、別に法律で定める。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。国民生活金融公庫法、農林漁業金融公庫法、中小企業金融公庫法及び国際協力銀行法の廃止及び廃止に伴う経過措置の規定等は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 設立委員の任命、定款の作成等の公庫の設立に関する所要の規定を設ける。
- 3 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、公庫が成立する平成20年10月1日において解散するものとし、その権利・義務の承継等に関する規定を設ける。
- 4 政府は、公庫の業務の在り方について検討し、必要と認めるときは、業務の廃止その他の所要の措置を講ずるとともに、公庫の成立後5年を経過した場合において、この法律の施行状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要と認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法律の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

一、株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、欠損金処理を行う場合には、透明性を確保しつつ、これまでの政策遂行のために行われた貸付けにより生じたコストについては、適切に財政措置等を講ずること。

なお、財政措置等を講ずるに当たっては、その目的を明確化すること。

二、新公庫の組織設計・運営に当たっては、統合効果により効率的な事業運営の実現とガバナンスの向上に努めるとともに、業務の態様の違いを踏まえて内部組織を編成し、専門的能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三、新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

四、新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付の貸付対象範囲の見直しにより、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生ずることのないようにすること。

五、中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々^{（一）}の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度においてメニューを新設・拡充するなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。

六、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。

七、新公庫においては、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、政府開発援助の円借款等との有機的な連携を図りつつ、国際協力銀行部門の対外的信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制の下で可能となるよう、適切な人材の確保を含めた体制の整備に努めるとともに、国内部門の勘定と収支相償原則に基づく国際部門の勘定とを明確に区分すること。

また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

八、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な者に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずるなど制度の運用に万全を尽くすこと。

また、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うこと。

九、新公庫の貸付残高に係る数値目標の要否の議論は、現場の意見を尊重し、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、内外の経済金融情勢の変化等を十分に踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行い、機械的な目標設定はしないこと。

十、新公庫の業務の在り方の見直しに当たっては、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合効果についても十分に検証を行うこと。

右決議する。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関係法律に規定された国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は国際協力銀行の名称を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の名称に改める等の所要の整備を行う。

二、公庫の設立に併せて沖縄振興開発金融公庫においても業務の範囲を縮減する等の措置を講ずる。

三、公庫を競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の適用対象とする。

四、公庫を独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象とする。

五、公庫について法人税、所得税、事業所税等の非課税措置等を規定する。

六、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、平成20年10月1日から施行する。

2 沖縄振興開発金融公庫法の一部改正等に伴う所要の経過措置を定める。

【附帯決議】

株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）と同一内容の附帯決議が行われている。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、悪質・危険運転者対策の推進

1 飲酒運転を行った者及び飲酒運転をするおそれがあると認められる者に対する呼気の検査を拒否した者に対する罰則を引き上げる。

2 酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがあるものに対し車両等を提供する行

為及び自己の運送の要求等をして飲酒運転が行われている車両等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者等に対する罰則を整備する。

- 3 自らの運転によって人の死傷を生じさせた者で、救護義務に違反したものに対する罰則を引き上げる。
- 4 公安委員会は、一定の悪質な違反行為をしたこと等を理由として、免許を拒否し、又は取り消したとき等は、政令で定める基準に従い、3年以上10年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間等を指定することとする。
- 5 警察官は、違反行為を行い、又は交通事故を起こした運転者に運転を継続させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、運転免許証等の提示を求めることができることとする。

二、高齢運転者対策等の推進

- 1 75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、認知機能に関する検査を受けなければならないこととし、公安委員会は、当該検査を受けた者が一定の基準に該当するときは、臨時に適性検査を行うこととする。
- 2 高齢者講習を受講することができる期間に関する規定を整備する。
- 3 75歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車を運転する場合においては、内閣府令で定める標識を表示しなければならないこととするとともに、その標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ等を禁止することとする。

三、自転車利用者対策の推進

- 1 普通自転車は、その運転者が児童又は幼児であるとき、車道又は交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき等には、歩道を通行することができることとする。ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するため必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでないこととする。
- 2 歩行者は、歩道上に普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならないこととする。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととする。
- 4 地域交通安全活動推進委員の活動に、自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えることとする。

四、被害軽減対策の推進

自動車の運転者は、助手席以外についても、座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととする。

五、その他

- 1 公安委員会は、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を選択して設置することができることとする。
- 2 警察署長が移動保管した放置車両に関する規定を整備するとともに、指定車両移動

保管機関に関する規定を廃止する。

3 貨物軽自動車運送事業者の安全運転管理者選任義務に関する規定を整備する。

六、施行期日

一の1、2、3及び5並びに五の1の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日、二の3、三、四、五の2及び3の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、一の4並びに二の1及び2の改正規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、飲酒運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法をはじめとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、国、地方公共団体等が一体となって、飲酒運転等に対する国民の一層の意識改革が図られるようにすること。
- 二、アルコールを検知するとエンジンがかからなくなる「インターロック装置」等の技術開発の促進、自動車運転代行業の更なる利用のための環境整備を行うなど、飲酒運転を防止するための総合的な対策を講ずること。
- 三、75歳以上の高齢運転者及び聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、本法施行後の事故実態等を分析し、関係者の意見を十分聴取しつつその在り方に検討を加え、必要に応じ見直しを行うこと。
- 四、聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与についての施行状況を見ながら、運転免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができる自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況に配慮するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。
- 五、自転車による交通事故の減少に向け、本法の的確な実施を確保するとともに、都市空間における自動車、自転車及び歩行者の各交通主体が円滑な通行を行うことができるよう、関係省庁等が密接な連携を図り、自転車の走行空間の早期整備に努めること。
- 六、自転車の車道通行の原則及び自転車利用者のルールについて国民各層に周知徹底するため、適時適切な広報活動を行うとともに、学校、地域社会等において十分な教育、啓発を行うことができるよう環境整備を行うこと。また、交通の教則における自転車の通行ルールに関する記載を充実するとともに、地域交通安全活動推進委員に対して自転車の通行方法についての講習を実施すること。
- 七、後部座席のシートベルトの着用についてはその効果に関する積極的な広報活動に努め、国民の理解を得るとともに、後部座席におけるシートベルトの着用率が低迷している背景を十分に分析し、締めやすいシートベルトへの改善を促進する等、着用率向上のための有効な施策を講ずること。
- 八、本法に係る政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、国民への周知徹底を積極的に図ること。

右決議する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正 する法律案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不動産登記法等の特例に関する措置の追加

- 1 法務大臣は、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務（以下「特定業務」という。）を官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができることとする。
- 2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件を定める。
- 3 公共サービス実施民間事業者等に対し、特定業務の実施に関して知り得た情報を特定業務の用に供する目的以外に利用することを禁止する。
- 4 公共サービス実施民間事業者等に対し、登記簿等の国が管理する設備・物品を適正に取り扱うことを義務付ける。
- 5 公共サービス実施民間事業者に対し、特定業務の実施状況の報告を義務付ける。
- 6 法務大臣が公共サービス実施民間事業者に対して特定業務の停止を命じ、又は契約を解除することができる要件を定める。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

総合研究開発機構法を廃止する法律案（閣法第61号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、総合研究開発機構の財団法人への組織変更を可能にする規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総合研究開発機構法の廃止

総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）は廃止する。

二、旧法の効力

旧法の規定は、総合研究開発機構（以下「機構」という。）が解散する場合はその清算終了の登記の時、財団法人に組織変更する場合はその組織変更の時までの間は、なおその効力を有する。

三、財団法人への組織変更

- 1 機構は、平成20年3月31日までの間に、民法第34条の規定により設立される同様の業務を行うことを目的とする財団法人に組織を変更することができる。機構の組織変更は、内閣総理大臣の認可を受け、財団法人の設立の登記をすることによって、その

効力を生ずる。

2 債権者保護手続等に関する規定を設ける。

四、出資者の持分の取扱い

1 機構が財団法人に組織変更をする場合には、政府以外の出資者は、機構に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

2 政府の持分及び払戻請求のなかった政府以外の出資者の持分については、その持分に相当する金銭が、組織変更後の財団法人に対し無利子で貸し付けられたものとする。

3 2の政府の貸付金の償還期間は、8年（3年以内の据置期間を含む。）以内とする。

五、機構の解散

組織変更をしない場合、平成20年3月31日の経過する時に機構は解散する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）

【要旨】

本法律案は、国家公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、能力・実績主義の導入に係る国家公務員法の改正

1 人事管理の原則として、職員の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び試験の種類にとらわれてはならず、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）に基づいて適切に行われなければならないことを明確化する。

2 内閣総理大臣は、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定め、標準職務遂行能力及び適性を昇任・転任の判断基準とする。また、内閣総理大臣は、採用昇任等基本方針の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

3 職員の人事評価は、公正に行われなければならないこととし、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

二、離職後の就職に関する規制等に係る国家公務員法の改正

1 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の退職管理等に関する事務（人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 2 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項に関し調査することができることとし、この権限を内閣府に設置する再就職等監視委員会に委任する。同委員会は、再就職規制の適用除外の承認、任命権者への勧告等を実施する。同委員会に置かれる再就職等監察官は、各府省等における再就職規制に係る違反の調査等を行う。
- 3 内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行い、この事務を内閣府に設置する官民人材交流センターに委任する。同センターの長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 4 各府省等職員が職員又は職員であった者について、営利企業及び一定の非営利法人（以下「営利企業等」という。）に対し離職後の就職のあっせんを行うことを規制する。
- 5 現職職員が自らの職務と利害関係を有する一定の営利企業等に対し、求職活動を行うことを規制する。ただし、現役出向の場合、一定の官職以下の職員の再就職の場合、官民人材交流センターから紹介された場合等については、現職職員による当該営利企業等への求職活動を可とする。
- 6 離職後に営利企業等の地位に就いている退職職員が、離職後2年間、一定の国の機関の現職職員に対し、当該営利企業等又はその子法人が関係する契約・処分であって離職前五年間（課長級以上ではその職に就いていた間）に担当していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制する。
- 7 離職後に営利企業等の地位に就いている退職職員が、一定の国の機関の現職職員に、在職中に自らが決定した契約・処分であって当該営利企業等が関係するものに関して働きかけを行うことを規制する。
- 8 管理職職員であった者が、営利企業等の地位に就く場合等には、離職後2年間、内閣総理大臣に一定の事項を届け出なければならない。
- 9 6から8において、違反行為に対しては過料を科し、不正な行為等に対しては刑罰を科す。

三、独立行政法人通則法の改正等

独立行政法人通則法において、特定独立行政法人の役職員について国家公務員法の退職管理、任用、人事評価等に関する規定を準用・適用するほか、一般職の職員の給与に関する法律等の規定を整備する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き平成20年12月31日までの間において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。一の改正規定及び三の改正規定の一部については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内の政令で定める日から施行する。
- 2 国家公務員の職階制に関する法律を廃止する。
- 3 施行日から3年を超えない範囲内の政令で定める日までの間、職員（離職後2年を経過していない者を含む。）は、内閣の承認を得た場合等を除き、離職前の在職機関と密接な関係にある一定の営利企業の地位に就くことを承諾し、又は就いてはならない。

- 4 政府は、官民人材交流センターについて、この法律の施行後5年を経過した場合において、その体制を見直し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

地理空間情報活用推進基本法案（衆第31号）

【要旨】

本法律案は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

地理空間情報（空間上の位置を示す情報等をいう。）の活用の推進に関する施策に関し、総合的かつ体系的な施策の実施、信頼性の高い衛星測位（人工衛星の信号を用いて位置の決定等に関する情報の取得をいう。）によるサービスを安定的に享受できる環境の確保、防災対策の推進、行政運営の効率化・高度化、国民の利便性の向上、多様な事業の創出、民間事業者による技術提案・創意工夫の活用、個人の権利利益・国の安全への配慮等の基本理念を定める。

二、国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体の責務等について定める。

三、地理空間情報活用推進基本計画等

政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報活用推進基本計画を策定しなければならないこととともに、計画の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

四、基本的施策

- 1 地理空間情報の活用の推進に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査・研究、知識の普及、人材の育成、行政における地理空間情報の活用、個人情報保護等に係る施策について定める。
- 2 地理情報システム（電子地図上で地理空間情報を一体的に処理する情報システムをいう。）に係る施策について、基盤地図情報（電子地図上の地理空間情報の位置を定めるための基準となる位置情報をいう。）の整備、地図関連業務における基盤地図情報の相互活用、国が保有する基盤地図情報の原則無償提供等に関する規定を設ける。
- 3 衛星測位に係る施策について、地球全体にわたる衛星測位に関するシステムの運営主体との連絡調整、衛星測位に係る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証、その成果を踏まえた衛星測位の利用促進等に関する規定を設ける。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

②審査未了となった議案

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第164回国会参第7号)

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(第164回国会参第14号)

【要旨】

本法律案は、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るため、指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の内容及び過程に関する事項、落札者又は随意契約の相手方の役員のうち国の職員であった者の数等を公表しなければならないこと等を定めようとするものである。

③撤回を許可した議案

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案 (第164回国会参第2号)

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(第164回国会参第13号)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化に関する措置を講じようとするものである。

(4) 委員会決議

—— 障害を理由とする差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議 ——

少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済の大きな変化に直面する中で、21世紀を活力に満ち、国民一人一人にとって生きがいのある安全で安心な社会としていくためには、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が重要である。

政府においては、近時、平成16年の障害者基本法の改正を一つの契機として、雇用、福祉・医療、バリアフリーのまちづくり、教育等の各分野において重要な制度改正を相次いで行うなど、障害者が住み慣れた地域において自立した生活を送り、社会のあらゆる活動に参加・参画できることを支援・促進するための各種施策を推進してきている。

しかしながら、障害者やその家族を取り巻く社会経済状況には依然として厳しいものがあり、障害者が地域社会で普通に暮らすことに大きな困難を感じる状況や、障害児とともに暮らす親が、自らが亡き後のわが子の行く末を案ずるという状況が引き続き存在する。

こうした中、昨年12月13日、国連総会本会議において、障害を理由とするあらゆる差別をなくし、障害者の権利と尊厳を保護・促進することを目的とした包括的・総合的な国際条約である「障害者権利条約」が採択されたところである。

同条約では、法の下での平等、アクセシビリティ、教育、健康、雇用等の広範な分野について障害者の権利が規定されるとともに、障害を理由とするあらゆる差別をなくすことが求められている。

障害を理由とする差別の禁止については、わが国では、平成16年の障害者基本法の改正において、初めて明示されたところであるが、同法の改正時には、本委員会において、「国連における障害者権利条約の制定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと」とする附帯決議を付している。

条約の早期締結に向け、わが国の障害者に関する制度全般について必要な見直しを行うことは喫緊の課題であり、その際には、障害者差別の禁止に関する法制度の在り方について、早急に検討を行うことを強く政府に要請する。

右決議する。